

# 住宅・建築物の先導的計画技術の開発及び技術基盤の強化に関する事業を行う 補助事業者の募集についての説明書

## 1. 事業の概要

### (1) 事業名

住宅・建築物の先導的計画技術の開発及び技術基盤の強化に関する事業（住宅市場技術基盤強化推進事業）

### (2) 事業の目的

質の高い住宅ストック形成を推進するための長寿命化やリフォーム・既存住宅流通の促進等の住宅・建築行政上の諸課題に対応するため、民間事業者の知見・ノウハウを活用して、良質な住宅等が適正な価格で供給される市場環境整備のための先導的な技術開発等、技術的基盤の強化等に対して支援を行い、住宅等の生産、供給、管理等に係る市場基盤の形成を総合的に推進する。

### (3) 事業内容

以下の①（a または b）、②、③、④のいずれかの取組みを含む事業を公募対象とする。

#### ①省エネ・省 CO2 技術に関する取組みの実施

##### a. 省エネ・省 CO2 技術に関する先導的な計画技術の開発のための事業

例) ・住宅・建築物の省エネ・省 CO2 化や都市の低炭素化に資するエネルギーシステムの構築に資する民間の技術開発等に係るロードマップを作成

・健康維持増進・知的生産性等の省エネ・省 CO2 化に伴う間接的便益に関し、データの整備、評価指標の作成、設計手法の構築や妥当性の検証等の実施

##### b. 省エネ・省 CO2 技術に関する技術基盤の強化のための事業

例) ・住宅・建築物の省エネ性能等に係るデータベースの整備や情報統合化、住宅・建築物の省エネ性能を簡易に評価するための計算プログラムシート等の開発、住宅・建築物の省エネ性能評価に関するサポート・審査体制の整備事業

・住宅・建築物や都市の環境品質に対し周辺環境に与える負荷や、建設・運用・解体・廃棄までのライフサイクルトータルの CO2 排出量等の総合的な環境性能の評価ツールの開発・普及

・新たな省エネ技術や評価手法等の国内外への普及促進及び情報収集

・住宅・建築物の一次エネルギー消費量による省エネ性能評価技術に関するマニュアル・パンフレットの作成及び全国的な講習会の企画・開催

#### ②長期優良住宅に関する取組みの実施（長期優良住宅制度の運用等における技術基盤の強化のための事業）

例) ・共同住宅に対する制度普及（例：共同住宅の認定に係る技術基準の運用に

係るガイドラインの検討整理)

- ・認定住宅の維持保全の徹底等の制度運用及び既存の住宅の認定制度の検討等に係る技術的基盤の整備（例：維持保全に係る技術的指針の普及、認定手続きの信頼性向上のための技術的検討、既存住宅に係る住宅性能表示制度等の関連制度の実態把握による課題抽出及び課題解決）
- ・長寿命化リフォームの技術的検証（例：長寿命化リフォームの事例研究及びリフォーム技術の検討、技術的知見の普及ツールの作成及び提供）

### ③ 応急仮設住宅の今後の建設のあり方に関する調査検討の実施

例)・東日本大震災を踏まえ、昨年度に国土交通省等で実施された応急仮設住宅の建設に関する対応状況の報告会等を踏まえて抽出された課題の検証、解決策の提示等（例：応急仮設住宅の仕様等に関する技術的検証、データ整備（必要に応じて関係者へのヒアリング実施）及び標準仕様の提案等）

- ※1 本事業は、東日本大震災含め、今後応急仮設住宅を建設する事業者を公募対象とするものではない。
- ※2 応急仮設住宅の建設に関する施工技術等の技術開発は本事業の対象外とする。
- ※3 本事業は、応急仮設住宅の建設に係る課題の一部分のみの検証等を行う事業を対象とするものではなく、応急仮設住宅の供給のあり方まで含め、網羅的に検証等を行う事業を対象とする。

### ④ リフォーム・既存住宅流通、長期優良住宅等及び省 CO2 施策（住宅エコポイントなど）に関する消費者等向け説明会を開催する者に対するサポート業務

- ・説明会の実施に当たり必要となる資料の作成、発送及び情報提供、説明会の開催日程の調整、説明会主催者との連絡調整、講師の手配など
- ・その他説明会の円滑な開催に必要なこと

- ※1 この補助事業は、説明会を開催する者を対象とするものではない。
- ※2 以下の要件を満たす説明会をサポート業務の対象とする。
  - ・サポート業務の対象となる講習会の実施回数：約 60 回（予定）
  - ・一定規模以上の動員を見込むことができる説明会であること
  - ・原則として参加費が無料の説明会であること
  - ・特定の者の営利活動のための説明会でないこと
- ※3 事業費の積算は以下に基づき行うものとする。
  - ・各都道府県庁所在地で1～2回講習会が開催されることとし、講師は東京から派遣されるものとして講師旅費の積算を行う。
  - ・講師謝金は積算に含めない。
  - ・講習会に参加する受講者は全体で6千人程度とし、A4版両面（カラー）で30枚程度のテキストを作成することとして印刷費・郵送費の積算を行う。

### (4) 事業実施期間

本事業の実施期間は、以下を予定している。

平成24年4月下旬 ～ 平成25年3月25日

(5) 補助対象事業者の要件

次の1)～5)までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

- 1) 公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 2) 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。
- 3) 補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- 4) 補助事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。
- 5) その他、提案事業を的確に遂行するために、各事業内容に応じて、以下に掲げる選定基準に特に合致すること。

①省エネ・省CO2技術に関する取組みの実施

a. 省エネ・省CO2技術に関する先導的な計画技術の開発のための事業

- 住宅・建築物の省エネ・省CO2技術に関する幅広い知識を有すること。
- 調査研究テーマやテーマに係る分析手法に関し、専門的な知識を有すること。

b. 省エネ・省CO2技術に関する技術基盤の強化のための事業

- 住宅・建築物の省エネ・省CO2技術に関する幅広い知識を有すること。
- 住宅・建築物の省エネ性能に係るデータ等を所有、又は収集することができること。
- 住宅・建築物の省エネ性能等に関するシミュレーション、計算プログラムや評価ツールの開発及び検証にあたり、必要なノウハウを有すること。

②長期優良住宅に関する取組みの実施（長期優良住宅制度の運用等における技術基盤の強化のための事業）

- 新築住宅に係る提案については、長期優良住宅に係る技術的審査・認定取得・維持保全に関する実績が過去にあること。
- リフォーム等に係る提案については、全国的に効率的に事業を行う能力を有すること。

③応急仮設住宅の今後の建設のあり方に関する調査検討の実施

- 応急仮設住宅に係るデータ等を所有、又は収集することができること。

④リフォーム・既存住宅流通、長期優良住宅等及び省CO2施策（住宅エコポイントなど）に関する消費者向け説明会を開催する者に対するサポート業務

- 全国的に効率的に事業を行う能力を有すること。

(6) 補助金の額

「1. (3)事業内容」のうち、①a. については2分の1、それ以外については定額とする。

2. 提案書の作成及び記載上の留意事項等

(1) 提案書の作成上の基本事項

提案書は、本事業における具体的な取り組み方法についての提案を求めるものであ

る。本説明書において記載された事項以外の内容を含む提案書については、無効とする場合があるので注意すること。

(2) 提案書の様式

提案書の様式は、様式1から様式4までに示すとおり。

提案の内容について具体的かつ明確に記載するとともに、内容について詳細な説明資料がある場合には添付しても構わない。

※文字サイズは10ポイント以上とする。

(3) 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(4) 提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

(5) 結果は、書面（審査結果通知書）により通知する。なお、採用にあたっては一定の条件を付すことがある。

(6) 提案書の内容について、ヒアリングを実施することがある。

### 3. 不採用に関する事項

(1) 提出した提案書が採用されなかった者に対しては、不採用とされた旨とその理由（不採用理由）を、書面（審査結果通知書）をもって、住宅局長から通知する。

(2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面（様式自由、ただし規格はA4版）の持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）により、住宅局長に対して不採用理由について説明を求めることができる。

(3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

(4) 不採用理由の説明書請求の受付場所、受付時間は以下の通りである。

① 受付場所：4. ②の提出先と同じ。

② 受付時間：10時00分から18時00分まで。

### 4. 提案書の提出期限、場所及び方法

① 期限 平成23年4月18日（水）18時00分まで

② 場所 国土交通省住宅局住宅生産課 橋口、松倉

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

電話 03-5253-8111(内線39429) FAX 03-5253-1629

電子メール matsukura-f2vs@mlit.go.jp

③ 方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）の場合は3部、

電子メールの場合は1部。（電子メールの場合には着信を確認すること。）

なお、電子メールで提出する場合は以下によること。

・使用可能なソフトは以下のとおりとする。（これ以外での提出は無効）

「Microsoft Word2007」「Microsoft Excel2007」「Just System 一太郎2004」

「Adobe Acrobat Reader X」以前の形式に限る。

- ・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。

## 5. 本説明書の内容についての質問の受付及び回答

質問は、文書（様式自由、ただし規格はA4版）により行うものとし、郵送、電送又は電子メールのいずれの方法でも可能とする。

なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

受付期間：平成24年4月6日（金）16時00分～平成24年4月18日（水）18時00分

## 6. その他

- (1) 提案書の作成、提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、申込者に対して補助事業者の取消を行うことがある。
- (3) 採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった提案書は原則返却する。なお、返却を希望しない場合は、その旨を提案書の提出時に申し出ること。